滋賀県メディカルコントロール協議会設置要綱

(目的)

第1条 消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第35条の8第1項の規定 に基づき、知事の附属機関として滋賀県メディカルコントロール協議会(以下「協議会」 という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、法第35条の8第1項に規定する事項について調査審議するほか、県内のプレホスピタル・ケア(病院前救護体制)の向上に関する事項について調査審議する。

(委員)

- 第3条 委員の定数は、30人以内とする。
- 2 委員は、法第35条の8第2項各号に掲げる者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

- 第4条 協議会に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

- 第5条 協議会に専門事項を調査審議させる必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識または経験を有する者のうちから会長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものと する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第7条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、委員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときまたは部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第3項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、防災危機管理局および健康福祉部医務薬務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年11月18日から施行する。